



社会保険労務士法人 ルーチェ

info@sr-luce.jp 052-211-5185

052-211-5186 名古屋市中区丸の内2-14-4
エグゼ丸の内 907

新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金の特例措置拡大について

(4月13日時点)

◆対象労働者・対象業種を拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業要請や営業自粛が広がり、雇用調整助成金の活用を検討する事業者が増えています。

厚生労働省では、4月1日から6月30日までの間の休業等について、雇用保険被保険者でないパート、アルバイト等週当たりの労働時間が20時間未満の労働者、4月入社で1日も入社していない新入社員の休業等も対象としています。また、風俗関連事業者の休業等も対象としています。

◆解雇なしで9/10、解雇ありは4/5の助成

助成率が引き上げられ、解雇等を行わない中小企業の場合は9/10（従前は2/3）、大企業でも3/4（従前は1/2）となっています（解雇等を行った場合は、中小企業4/5、大企業3/4）。

◆自動計算機能付き様式、記載事項・添付書類の省略等により手続きを簡素化

休業等実施計画届等の事後提出が認められているだけでなく、支給申請書に自動計算機能が組み込まれ、記載事項が大幅に削減されています。

また、添付書類の労働保険料に関する書類が不要となったり、休業・教育訓練の実績に関する書類として手書きのシフト表や給与明細の写しでもOKとされたりするなど、手続きが簡素化されています。

◆教育訓練は自宅等でのeラーニングもOK

教育訓練を実施した場合の助成率も上記と同率まで引き上げられ、通常1,200円の加算額が中小企業は2,400円、大企業で1,800円へと引き上げられています。

この教育訓練として、職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身に付けるもの（接遇・マナー、パワーハラ・セクハラ、メンタルヘルス）も対象とされます。訓練方法も、一定程度の技能、実務経験、経歴のある者が講師として行う場合は、自宅等でインターネット等を用いた片方向・双方向で実施する訓練も対象とされます。

◆小学校休業等対応助成金も6月30日まで延長

なお、小学校等の休校により子どもの世話をを行う労働者に年次有給休暇以外の有給休暇（賃金全額支給）を取得させた事業主に、賃金相当額の全額を支給する本助成金も、6月30日まで延長されています。

今回の感染症が経済に与える影響は深刻かつ長期化する可能性が高いと思われませんが、休業等による雇用の維持を図らず、労使関係が悪化して、終息した時に従業員が残っていないなどとなれば、事業を再開し業績を回復させることもできません。

助成金を活用した雇用の維持をぜひご検討のうえ、社会保険労務士にご相談ください。

新型コロナ関連の緊急融資制度一覧(4月13日時点)

◆緊急経済対策の資金繰り支援

経済産業省では、影響を受ける企業や個人事業主向けに様々な支援対策を発表しています。

ここでは、主に資金繰りに関連する支援を一覧にします。

制度名	融資限度額	売上減少要件	問合せ先
セーフティネット 保証4号	一般枠とは別に最大2.8億円	-20%以上	最寄りの信用保証協会
セーフティネット 保証5号	一般枠とは別に最大2.8億円 (4号と同枠)	-5%以上	〃
危険関連保証	セーフティネットのさらに 別枠最大2.8億円	-15%以上	〃
信用保証付き融資 における保証料・ 利子減免	3,000万円	-5%以上	中小企業 金融・給付金相談窓口
新型コロナウイルス 感染症特別貸付	中小企業3億円、国民事業 6,000万円	-5%以上	日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)
商工中金による危 機対応融資	3億円	-5%以上	商工組合中央金庫相談窓口
マル経融資の金利 引下げ(新型コロ ナウイルス対策マ ル経)	別枠1,000万円	-5%以上	日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店または、近くの商工会・商工会議所
特別利子補給制度	「コロナ特別貸付」「マル経 融資」もしくは「危機対応融 資」合計3,000万円	個人:条件なし 小規模企業:-15% 中小企業:-20%	中小企業 金融・給付金相談窓口
セーフティネット 貸付	中小事業7.2億円 国民事業:4,800万円	なし	日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)
衛生環境激変対策 特別貸付	飲食店・喫茶店業:別枠1,000 万円 旅館業:別枠3,000万円	-10%以上	日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)

*令和2年度の補正予算の成立を前提としている制度も含まれます。今後内容が変更になる可能性がありますのでご注意ください。

【経済産業省「新型コロナウイルス感染症で営業を受ける事業者の皆様へ」】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

新型コロナウイルスによる厚生年金保険料等の納付猶予制度

日本年金機構のホームページに、厚生年金保険料等の納付猶予について、次のとおりお知らせが出ています。

新型コロナウイルスの影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあり、一定の要件に該当する場合、厚生年金保険料等を分割納付できる仕組みがあります。事業主の方は、納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6月以内に「換価の猶予」の申請ができます。

また、災害等によって事業所の財産に相当な損害を受け、厚生年金保険料等の納付が困難となった場合は、事業主の方からの申請に基づき、保険料等の「納付の猶予」を受ける制度があります。

◆「換価の猶予」の概要

申請要件は、次のすべてに該当することです。

- a 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあること
- b 厚生年金保険料等の納付について誠実な意思を有すること
- c 納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること
- d 換価の猶予を受けようとする厚生年金保険料等より以前の滞納又は延滞金がないこと
- e 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

換価の猶予が認められた場合は、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ③ 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。

猶予期間は、原則1年の範囲内で年金事務所が認めた期間となります。

◆「納付の猶予」の概要

猶予の要件は次のとおりです。

- a 次のいずれかに該当する事実があること
 - ・財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ・事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（個人事業所）
 - ・事業を廃止し、又は休業したこと等）
- b aの該当事実により、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められること
- c 申請書が提出されていること
- d 原則として、猶予を受けようとする厚生年金保険料等の金額に相当する担保の提供があること

納付の猶予が認められた場合の効果は、上記「換価の猶予」と同じです。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

【日本年金機構「新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

中小企業の連鎖倒産を防止する！ 「経営セーフティ共済」

◆連鎖倒産のリスクヘッジに有効な「経営セーフティ共済」

「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）」をご存じですか？

特に中小企業の場合には、売掛金を回収して買掛金を支払うというキャッシュフローで回っていることが多く、突然取引先が倒産して売掛金の回収ができなくなると、自身の会社経営は健全であっても、キャッシュフローが回らなくなって連鎖倒産してしまう恐れがあります。経営セーフティ共済は、このような連鎖倒産のリスクヘッジに有効な制度です。

具体的には、取引先が倒産して売掛金の回収が困難になった場合や、臨時の資金が必要となった場合に、掛金に応じて一定の共済金を借り入れることができます。

◆制度の概要

経営セーフティ共済には、「1年以上継続して業務を行っている個人事業主もしくは法人」で、業種ごとに一定の「資本金の額または出資の総額」と「従業員数」のいずれかを満たしていれば、加入することができます。掛金は月額5,000円～20万円の範囲内で5,000円単位で自由に設定することができ、掛金総額が800万円に達するまで積み立てることができます。

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になった場合には、その事業者との取引の確認が済み次第、無担保・無保証人で借入れを受けることができます。上限は、「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額です。

◆節税効果&解約手当金が受け取れるメリットも！

確定申告の際、掛金を、法人の場合には損金に、個人事業主の場合には必要経費に算入できるので、節税効果もあります。また、一定の月数、掛金を納めていれば、共済契約を解除した場合も解約手当金を受け取ることができます。

制度を運営する独立行政法人中小企業基盤整備機構によると、平成30年3月末時点で、約46万の企業・事業者等が加入しており、共済金の貸付実績は累計で約27万件、約1兆9,000億円となっています。

中小企業の「万が一」をサポートする資金調達手段として、加入を検討してみませんか。

MonthlyLetter・ルーチェ 編集後記

せっかくの麗しき5月ですが、今年はコロナウィルスによって息をつめて過ごさなくてはなりませんね。弊社も私だけが出社し、スタッフ全員在宅勤務という異常な状況が続いています。

このような人との関わり合いが減ってしまう時期は、情報のアップデートにぜひご注意ください！

今回取り上げたトピックス（助成金や融資関係など）についてもその後内容が改定されており、こちらが最新情報ではない、という悲しい状況での配信となっています。

顧問先様はじめルーチェとご縁のある皆様には改めて最新情報をご提供させていただきますので、

そちらでフォローいただければ幸いです。 今月も「一億総自粛」で頑張りましょう！

石野記